



愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年12月4日金曜日 第2123号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県会計規則の一部を改正する規則.....1048

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定.....1048
- 指定居宅介護支援事業者の指定.....1049
- 指定介護予防サービス事業者の指定.....1049
- 指定居宅サービス事業の廃止.....1049
- 指定居宅介護支援事業の廃止.....1049
- 指定介護予防サービス事業の廃止.....1050
- 保安林の指定の解除（2件）.....1050
- 土地改良事業の工事完了の届出（2件）.....1050
- 兼用工作物の管理の方法について（6件）.....1050
- 道路の区域変更（県道新居浜停車場線）.....1053
- 道路の供用開始（県道新居浜停車場線）.....1053
- 道路の供用開始（県道国領高木線）.....1053
- 土地改良区役員就退任の届出.....1053
- 道路の区域変更（一般国道378号）.....1054

- 道路の区域変更（一般国道379号）.....1054
- 開発行為に関する工事の完了.....1054
- 土地改良区の定款変更の認可.....1055
- 道路の区域変更（県道吉田宇和島線）.....1055
- 道路の供用開始（"）.....1055
- 道路の区域変更（県道長浜中村線）.....1055
- 道路の供用開始（"）.....1055

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....1056

公安委員会規則

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則及び愛媛県公安委員会公印規程の一部を改正する規則.....1056

公安委員会訓令

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令.....1058

雑 報

裁決手続開始の決定の公告（3件）.....1064

規 則

○愛媛県規則第57号

愛媛県会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年12月4日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県会計規則の一部を改正する規則

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（履行の終了通知）</p> <p>第162条 契約担当者は、契約の相手方が契約の目的たる給付を終了したときは、その旨を書面により通知させなければならない。</p>	<p>（履行の終了通知）</p> <p>第162条 契約担当者は、契約の相手方が契約の目的たる給付を終了したときは、その旨を書面により通知させなければならない。 <u>ただし、工事の請負契約以外の契約で契約金額が30万円を超えないものにあつては、この限りでない。</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1474号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成21年12月4日

愛媛県知事 加戸守行

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社アリコムユーズ	ヘルパーステーションサライ	愛媛県松山市萱町二丁目4番地7	平成21年10月1日	訪問介護
新居浜医療生活協同組合	ヘルパーステーション野の花	愛媛県新居浜市南小松原町8番68号	平成21年10月1日	訪問介護

○愛媛県告示第1475号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成21年12月4日

愛媛県知事 加戸守行

指定居宅介護支援事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
社会福祉法人はびねず福祉会	居宅介護支援事業所若水館	愛媛県新居浜市若水町一丁目9番13号	平成21年10月1日	居宅介護支援
有限会社デイサービスセンターふれんど	指定居宅介護支援事業所ふれんど	愛媛県新居浜市秋生2896番地2	平成21年10月1日	居宅介護支援

○愛媛県告示第1476号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成21年12月4日

愛媛県知事 加戸守行

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社アリコムユーズ	ヘルパーステーションサライ	愛媛県松山市萱町二丁目4番地7	平成21年10月1日	介護予防訪問介護
株式会社サム	介護予防デイサービスサム	愛媛県新居浜市政枝町二丁目4番21号	平成21年10月1日	介護予防通所介護
新居浜医療生活協同組合	ヘルパーステーション野の花	愛媛県新居浜市南小松原町8番68号	平成21年10月1日	介護予防訪問介護

○愛媛県告示第1477号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成21年12月4日

愛媛県知事 加戸守行

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
モリヤマ商機株式会社	モリヤマ商機株式会社介護・環境・健康事業部	愛媛県松山市古川北一丁目22番27号	平成21年10月30日	特定福祉用具販売

○愛媛県告示第1478号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があった。

平成21年12月4日

愛媛県知事 加戸守行

指定居宅介護支援事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人青峰会	真網代居宅介護支援事業所	愛媛県八幡浜市真網代229 - 5	平成21年9月30日	居宅介護支援
伊方町	伊方町	愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1	平成21年9月30日	居宅介護支援

○愛媛県告示第1479号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成21年12月4日

愛媛県知事 加戸守行

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
モリヤマ商機株式会社	モリヤマ商機株式会社介護・環境・健康事業部	愛媛県松山市古川北一丁目22番27号	平成21年10月30日	特定介護予防福祉用具販売

○愛媛県告示第1480号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成21年12月4日

愛媛県知事 加戸守行

- 解除に係る保安林の所在場所
今治市玉川町摺木字側尻八ヶ谷乙42の2、乙42の3
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
ダム用地とするため

工事が完了した旨の届出があった。

平成21年12月4日

愛媛県東予地方局長 佐伯隆志

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	宮西地区	平成20年3月14日
県単独補助土地改良事業（農道）	川東地区	平成21年3月13日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	中洲地区	平成21年3月19日

○愛媛県告示第1481号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成21年12月4日

愛媛県知事 加戸守行

- 解除に係る保安林の所在場所
新居浜市大永山字須領スズ尾344の95
- 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第1483号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、四国中央市土居町土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成21年12月4日

愛媛県東予地方局長 佐伯隆志

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	原中地区	平成21年3月19日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	藪の本地区	平成21年3月25日
県単独補助土地改良事業（農道）	中北野地区	平成21年3月25日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	原井手下地区	平成21年3月30日

○愛媛県告示第1482号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、四国中央市三島土地改良区から次のとおり土地改良事業の

○愛媛県告示第1484号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成21年12月4日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川荷内川水系荷内川	荷内川右岸堤防	新居浜市阿島828番1地先から同市阿島900番5地先	道路管理者 新居浜市 新居浜市一宮町一丁目5番1号

2 管理の内容

- 道路専用施設 [路面 (路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。] の新設 (道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕。
- 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1mまでの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- 原則として道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成21年11月6日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第1485号

河川法 (昭和39年法律第167号) 第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成21年12月4日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川荷内川水系荷内川	荷内川右岸堤防	新居浜市阿島985番1地先から同市阿島乙50番1地先	道路管理者 新居浜市 新居浜市一宮町一丁目5番1号

2 管理の内容

- 道路専用施設 [路面 (路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。] の新設 (道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕。
- 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1mまでの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- 原則として道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成21年11月6日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第1486号

河川法 (昭和39年法律第167号) 第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成21年12月4日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川阿島川水系阿島川	阿島川左岸堤防	新居浜市阿島702番1地先から同市阿島706番2地先	道路管理者 新居浜市 新居浜市一宮町一丁目5番1号

2 管理の内容

- 道路専用施設 [路面 (路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。] の新設 (道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕。
- 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1mまでの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持

(3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成21年11月6日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第1487号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成21年12月4日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川阿島川水系阿島川	阿島川左岸及び右岸堤防	(左岸) 新居浜市阿島598番2地先から同市阿島598番7地先 (右岸) 新居浜市阿島乙136番6地先から同市阿島592番4地先	道路管理者 新居浜市 新居浜市一宮町一丁目5番1号

2 管理の内容

- 道路専用施設〔路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。〕の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕。
- 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1mまでの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- 原則として道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成21年11月6日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第1488号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成21年12月4日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川落神川水系落神川	落神川右岸堤防	新居浜市松神子2丁目187番32地先から同市松神子2丁目274番2地先	道路管理者 新居浜市 新居浜市一宮町一丁目5番1号

2 管理の内容

- 道路専用施設〔路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。〕の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕。
- 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1mまでの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- 原則として道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成21年11月6日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第1489号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成21年12月4日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川落神川水系落神川	落神川左岸堤防	(左岸) 新居浜市田の上2丁目397番8地先から同市神郷1丁目1242番15地先 (左岸) 新居浜市落神町1245番1地先から同市落神町1245番1地先	道路管理者 新居浜市 新居浜市一宮町一丁目5番1号

2 管理の内容

- (1) 道路専用施設 [路面(路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。] の新設(道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕。
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1mまでの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成21年11月6日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第1490号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年12月4日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	新居浜停車場線	新居浜市坂井町2丁目甲3583番3から 同甲3570番6地先まで	旧	メートル 6.9 20.0~46.8	キロメートル 0.137 0.191	
			新	20.0~46.8	0.191	

○愛媛県告示第1491号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年12月4日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	新居浜停車場線	新居浜市坂井町2丁目甲3582番3から 同町1丁目甲5430番5まで	平成21年12月4日

○愛媛県告示第1492号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年12月4日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	国領高木線	新居浜市坂井町2丁目甲3299番1から 同甲3582番1まで	平成21年12月4日

○愛媛県告示第1493号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、中島土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成21年12月4日

愛媛県中予地方局長 門屋泰三

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	清 水 邦 夫	松山市中島大浦3065番地
"	山 田 義 弘	松山市中島大浦2124番地
"	高 橋 治 久	松山市小浜912番地
"	徳 山 年 春	松山市長師1009番地
"	亀 田 誠 吾	松山市宮野532番地
"	寺 本 仁 志	松山市神浦1652番地
"	細 川 英 隆	松山市宇和間766番地
"	土 井 正 博	松山市熊田445番地
"	越 智 竜 雄	松山市吉木甲408番地
"	中 山 貢	松山市饒甲302番地
"	山 田 元 次	松山市畑里593番地
"	吉 田 司	松山市中島粟井甲823番地
"	中 田 寅 夫	松山市上怒和甲520番地
"	山 田 郁 夫	松山市元怒和甲1251番地
"	青 山 公 夫	松山市津和地1022番地
"	前 田 長 孝	松山市二神甲402番地
"	中 村 久 雄	松山市睦月1335番地
監 事	林 英 司	松山市宮野436番地 1
"	土 井 要 治	松山市熊田甲68番地
"	高 橋 巖	松山市津和地748番地
"	高 野 洋 介	松山市睦月1392番地

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	徳 山 年 春	松山市長師1009番地
"	雲 出 豊	松山市中島大浦1538番地
"	松 村 博 信	松山市中島大浦1591番地
"	城 戸 一 洋	松山市小浜1052番地
"	林 英 司	松山市宮野436番地 1
"	寺 本 仁 志	松山市神浦1652番地
"	向 井 清 昭	松山市宇和間甲820番地
"	本 多 隆 行	松山市熊田甲130番地
"	徳 田 藤 之	松山市吉木417番地
"	糸 岡 嘉 一	松山市饒甲426番地
"	船 附 正	松山市畑里630番地
"	金 子 關 也	松山市中島粟井1188番地
"	中 田 寅 夫	松山市上怒和甲520番地
"	山 田 郁 夫	松山市元怒和甲1251番地
"	青 山 公 夫	松山市津和地1022番地
"	角 谷 吉 盛	松山市二神甲453番地
"	中 村 久 雄	松山市睦月1335番地
監 事	河 上 浩 史	松山市長師752番地
"	二 神 石 文	松山市吉木627番地
"	中 村 一 良	松山市元怒和甲1096番地
"	杉 野 一	松山市睦月313番地

退 任

○愛媛県告示第1494号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年12月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	378号	伊予市下吾川字馬塚958番15地先から 同字1056番5まで	旧	メートル 11.3～14.3	キロメートル 0.060	
			新	11.3～17.4	0.055	

○愛媛県告示第1495号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年12月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	379号	伊予郡砥部町万年470番5から 伊予郡砥部町川登3232番5まで	旧	メートル 5.3～58.0	キロメートル 1.662	
			新	5.3～58.0 9.2～89.1	1.662 1.700	

○愛媛県告示第1496号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成21年12月4日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
21中建管第1871 - 2号 平成21年11月20日	東温市河之内字大小屋乙628番31、乙628番37、同市河之内字北引岩乙815番40、乙815番45、乙815番46、乙825番3、乙825番43、乙825番44、乙826番3、乙826番4、乙826番52、乙826番54	松山市北梅本町甲184番地 オオノ開発株式会社 代表取締役 大野 照 旺

○愛媛県告示第1497号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、大洲市土地改良区の定款の変更を認可した。

平成21年12月4日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

○愛媛県告示第1498号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年12月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	吉田宇和島線	宇和島市大浦甲2573番13から 同市大浦甲3番19まで	旧	メートル 5.6～12.6	キロメートル 0.240	
			新	10.2～17.8	0.240	

○愛媛県告示第1499号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年12月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	吉田宇和島線	宇和島市大浦甲2573番13から 同市大浦甲3番19まで	平成21年12月4日

○愛媛県告示第1500号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年12月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	長浜中村線	大洲市長浜町沖浦丙2183番2から 同町沖浦丙2181番3地先まで	旧	メートル 3.5～4.5	キロメートル 0.040	
			新	3.5～12.5	0.040	

○愛媛県告示第1501号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年12月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	長浜中村線	大洲市長浜町沖浦丙2183番2から 同町沖浦丙2181番3地先まで	平成21年12月4日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年12月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成21年11月19日	特定非営利活動法人 BLUE SEA	富 永 正 一	松山市中島大浦3149番地8	この法人は、松山市中島の有人島6島において漂着ごみを継続的に清掃し、環境の保全を図り、瀬戸内海国立公園である中島の美しい海、白い砂浜をよみがえらせ維持することを目的とすると共に、観光産業や地域物産などの開発や支援活動など経済の活性化を通じて地域の活性化を図り、市民が元気で生き生きと生活する社会の実現に寄与することを目的とする。

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第12号

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則及び愛媛県公安委員会公印規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年12月4日

愛媛県公安委員会委員長 高 井 寛

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則及び愛媛県公安委員会公印規程の一部を改正する規則

（銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部改正）

第1条 銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（昭和53年愛媛県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>（医師の指定）</p> <p>第1条 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第4条の3第2項又は第12条の3の診断を行う医師の指定（以下「医師の指定」という。）は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる医師のうちから行うものとする。</p> <table border="1"> <tr> <th>診断の対象者</th> <th>医師</th> </tr> <tr> <td>法第5条第1項第3号に規定する政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号。以下「令」という。）第8条第3号に定める病気を除く。）にかかっている者並びに法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>令第8条第3号に定める病気にかかっている者</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table> <p>2・3 省略</p> <p>（射撃競技用けん銃、公演用銃砲刀剣類等の所持が許可される者に対する許可の期間）</p>	診断の対象者	医師	法第5条第1項第3号に規定する政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号。以下「令」という。）第8条第3号に定める病気を除く。）にかかっている者並びに法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者	省略	令第8条第3号に定める病気にかかっている者	省略	省略		<p>（医師の指定）</p> <p>第1条 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第12条の3の診断を行う医師の指定（以下「医師の指定」という。）は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる医師のうちから行うものとする。</p> <table border="1"> <tr> <th>診断の対象者</th> <th>医師</th> </tr> <tr> <td>法第5条第1項第3号に規定する政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号。以下「令」という。）第5条の2第3号に定める病気を除く。）にかかっている者並びに法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>令第5条の2第3号に定める病気にかかっている者</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table> <p>2・3 省略</p> <p>（射撃競技用けん銃、公演用銃砲刀剣類等を所持しようとする者に対する許可の期間）</p>	診断の対象者	医師	法第5条第1項第3号に規定する政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号。以下「令」という。）第5条の2第3号に定める病気を除く。）にかかっている者並びに法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者	省略	令第5条の2第3号に定める病気にかかっている者	省略	省略	
診断の対象者	医師																
法第5条第1項第3号に規定する政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号。以下「令」という。）第8条第3号に定める病気を除く。）にかかっている者並びに法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者	省略																
令第8条第3号に定める病気にかかっている者	省略																
省略																	
診断の対象者	医師																
法第5条第1項第3号に規定する政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号。以下「令」という。）第5条の2第3号に定める病気を除く。）にかかっている者並びに法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者	省略																
令第5条の2第3号に定める病気にかかっている者	省略																
省略																	

第2条 令第6条第1項に規定する公安委員会が定める許可の期間は、2年とする。

2 令第6条第2項に規定する公安委員会が定める許可の期間は1年以内とし、芸能の公演又は博覧会その他これに類する催しの期間等を考慮して、愛媛県公安委員会が指定する。

(国際競技に参加する外国人に対する許可の期間)

第3条 令第24条第1項に規定する公安委員会が定める許可の期間は、60日とする。

(教習資格認定証の有効期間)

第4条 令第26条第2項に規定する公安委員会が定める有効期間は、3月とする。

第2条 令第4条第1項に規定する公安委員会が定める許可の期間は、2年とする。

2 令第4条第2項に規定する公安委員会が定める許可の期間は1年以内とし、芸能の公演又は博覧会その他これに類する催しの期間等を考慮して、愛媛県公安委員会が指定する。

(国際競技に参加する外国人に対する許可の期間)

第3条 令第6条第1項に規定する公安委員会が定める許可の期間は、60日とする。

(教習資格認定証の有効期間)

第4条 令第6条の3第2項に規定する公安委員会が定める有効期間は、3月とする。

(愛媛県公安委員会公印規程の一部改正)

第2条 愛媛県公安委員会公印規程(昭和36年愛媛県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 main columns: '改正後' (After Amendment) and '改正前' (Before Amendment). Each column contains a '別表 (第2条関係)' (Table of Contents) for '愛媛県公安委員会印' (Ehime Prefecture Public Security Commission Seal). The tables list items (1-13) with details on shape, font, size, and usage, comparing the revised and original specifications.

11・						
12						
省略						

注 省略

2 省略

11・						
12						
省略						

注 省略

2 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会訓令

○愛媛県公安委員会訓令第5号

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年12月4日

愛媛県公安委員会委員長 高 井 實

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

愛媛県公安委員会事務専決規程（昭和37年愛媛県公安委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前																	
<p>別表1（第2条関係）</p> <p>本部長の専決事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法令</th> <th>専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>省略</td><td></td></tr> <tr> <td>銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）</td> <td>1～9 省略 10 第13条の規定による銃砲刀剣類、<u>許可証及び帳簿の検査の実施及び公示</u> 11 省略</td> </tr> <tr><td>省略</td><td></td></tr> </tbody> </table>		法令	専決事項	省略		銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）	1～9 省略 10 第13条の規定による銃砲刀剣類、 <u>許可証及び帳簿の検査の実施及び公示</u> 11 省略	省略		<p>別表1（第2条関係）</p> <p>本部長の専決事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法令</th> <th>専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>省略</td><td></td></tr> <tr> <td>銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）</td> <td>1～9 省略 10 第13条の規定による銃砲刀剣類<u>及び許可証</u>の検査の実施及び公示 11 省略</td> </tr> <tr><td>省略</td><td></td></tr> </tbody> </table>		法令	専決事項	省略		銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）	1～9 省略 10 第13条の規定による銃砲刀剣類 <u>及び許可証</u> の検査の実施及び公示 11 省略	省略	
法令	専決事項																		
省略																			
銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）	1～9 省略 10 第13条の規定による銃砲刀剣類、 <u>許可証及び帳簿の検査の実施及び公示</u> 11 省略																		
省略																			
法令	専決事項																		
省略																			
銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）	1～9 省略 10 第13条の規定による銃砲刀剣類 <u>及び許可証</u> の検査の実施及び公示 11 省略																		
省略																			
<p>別表2（第3条関係）</p> <p>部課長の専決事項</p> <p>1 部長専決事項</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 生活安全部長</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法令</th> <th>専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>省略</td><td></td></tr> <tr> <td>銃砲刀剣類所持等取締法</td> <td>1 第4条第1項の規定による銃砲（同項第1号の獵銃又は空気銃、同項第4号のけん銃又は空気けん銃、同項第5号の運動競技用信号銃又はけん銃及び同項第5号の2の空気銃に限る。）の所持許可 2 第5条の3第4項（第9条の14第3項において準用する場合を含む。）の規定による獵銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催に関する事務の委託 3 第5条の5第4項の規定による技能講習に関する事務の委託 4 省略 5 省略 6 省略</td> </tr> </tbody> </table>		法令	専決事項	省略		銃砲刀剣類所持等取締法	1 第4条第1項の規定による銃砲（同項第1号の獵銃又は空気銃、同項第4号のけん銃又は空気けん銃、同項第5号の運動競技用信号銃又はけん銃及び同項第5号の2の空気銃に限る。）の所持許可 2 第5条の3第4項（第9条の14第3項において準用する場合を含む。）の規定による獵銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催に関する事務の委託 3 第5条の5第4項の規定による技能講習に関する事務の委託 4 省略 5 省略 6 省略	<p>別表2（第3条関係）</p> <p>部課長の専決事項</p> <p>1 部長専決事項</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 生活安全部長</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法令</th> <th>専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>省略</td><td></td></tr> <tr> <td>銃砲刀剣類所持等取締法</td> <td>1 第4条第1項第1号の規定による獵銃又は空気銃の所持許可 2 第4条第1項第4号の規定によるけん銃又は空気けん銃の所持許可 3 第4条第1項第5号の規定による運動競技用信号銃又はけん銃の所持許可 4 第5条の3第4項 _____ の規定による獵銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の講習事務 _____ の委託 5 省略 6 省略 7 省略</td> </tr> </tbody> </table>		法令	専決事項	省略		銃砲刀剣類所持等取締法	1 第4条第1項第1号の規定による獵銃又は空気銃の所持許可 2 第4条第1項第4号の規定によるけん銃又は空気けん銃の所持許可 3 第4条第1項第5号の規定による運動競技用信号銃又はけん銃の所持許可 4 第5条の3第4項 _____ の規定による獵銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の講習事務 _____ の委託 5 省略 6 省略 7 省略				
法令	専決事項																		
省略																			
銃砲刀剣類所持等取締法	1 第4条第1項の規定による銃砲（同項第1号の獵銃又は空気銃、同項第4号のけん銃又は空気けん銃、同項第5号の運動競技用信号銃又はけん銃及び同項第5号の2の空気銃に限る。）の所持許可 2 第5条の3第4項（第9条の14第3項において準用する場合を含む。）の規定による獵銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催に関する事務の委託 3 第5条の5第4項の規定による技能講習に関する事務の委託 4 省略 5 省略 6 省略																		
法令	専決事項																		
省略																			
銃砲刀剣類所持等取締法	1 第4条第1項第1号の規定による獵銃又は空気銃の所持許可 2 第4条第1項第4号の規定によるけん銃又は空気けん銃の所持許可 3 第4条第1項第5号の規定による運動競技用信号銃又はけん銃の所持許可 4 第5条の3第4項 _____ の規定による獵銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の講習事務 _____ の委託 5 省略 6 省略 7 省略																		

	7 省略
	8 省略
	9 第9条の13第1項の規定による年少射撃資格の認定
	10 第9条の13第2項の規定による年少射撃資格認定証の交付
	11 省略
	12 第10条の9第1項の規定による許可を受けた者に対する指示
	13 第10条の9第2項の規定による年少射撃資格者に対する指示
	14 第28条の2第1項の規定による猟銃安全指導委員の委嘱
	15 第28条の2第6項の規定による猟銃安全指導委員に対する研修の実施
	16 第28条の2第7項の規定による猟銃安全指導委員の解嘱
猟銃安全指導委員規則（平成21年国家公安委員会規則第12号）	1 第8条の規定による解嘱する理由の通知及び弁明の機会の付与
省略	

(4)・(5) 省略

2 課長専決事項

(1)～(5) 省略

(6) 生活環境課長

法令	専決事項
省略	
銃砲刀剣類所持等取締法	1 第5条の3第1項の規定による講習会（第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者を対象に行う講習会（以下「初心者講習」という。）に限る。）の開催
	2 省略
	3 第5条の3第3項（第5条の5第3項及び第9条の14第3項において準用する場合を含む。）の規定による講習修了証明書の__再交付（初心者講習に限る。）
	4・5 省略
	6 第5条の4第3項において準用する第5条の3第3項の規定による合格証明書の記載事項の変更等の届出の受理及び書換え又は再交付
	7 第5条の5第1項の規定による技能講習の実施
	8 第5条の5第2項の規定による技能講習修了証明書の交付
	9 第9条の13第3項において準用する第7条第2項の規定による年少射撃資格認定証の再交付

	8 省略
	9 省略
	10 省略
	11 第10条の9の規定による必要な措置を執るべき指示
省略	

(4)・(5) 省略

2 課長専決事項

(1)～(5) 省略

(6) 生活環境課長

法令	専決事項
省略	
銃砲刀剣類所持等取締法	1 第5条の3第1項の規定による講習会（第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者を対象に行う講習会。以下「初心者講習」という。）の開催
	2 省略
	3 第5条の3第3項（第5条の4第3項__において準用する場合を含む。）の規定による講習修了証明書の記載事項の変更等の届出の受理及び書換え又は再交付（初心者講習に限る。）
	4・5 省略
	6 第5条の4第3項において準用する第4条の2第1項の規定による技能検定に係る申請の受理

	10 第9条の14第1項の規定による年少射撃資格講習会の開催
	11 第9条の14第2項の規定による年少射撃資格講習修了証明書の交付
	12 省略
	13 省略
	14 省略
	15 省略
	16 省略
	17 省略
銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）	1 第17条第2項の規定による講習会（初心者講習に限る。）の日時等の公表 2 第20条第1項本文の規定による技能検定の日時等の通知 3 第20条第1項ただし書の規定による技能検定の受検申請の却下 4 第21条第1項の規定による技能講習の日時等の通知 5 第29条第1項の規定による年少射撃資格講習会の日時等の公表 6 第35条第6項において準用する同条第2項の規定による関係公安委員会への年少射撃資格認定証の書換えの通知
銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）	1 第12条第2項（第43条第2項において準用する場合を含む。）の規定による推薦取消し通知の受理 2 第54条（第68条において準用する場合を含む。）の規定による教習射撃場指定申請書の記載事項変更届出書の受理
指定射撃場の指定に関する内閣府令	省略
猟銃安全指導委員規則	1 第2条第2項の規定による猟銃安全指導委員の委嘱状況を関係者に周知させる適当な措置
省略	

(7)～(12) 省略

別表3（第4条関係）

警察署長の専決事項

法令	専決事項
省略	
銃砲刀剣類所持等取締法	1～4 省略 5 第4条第1項の規定による銃砲（同項第1号の猟銃又は空気銃、同項第4号のけん銃又は空気けん銃、同項第5号の運動競技用信号銃又はけん銃及び同項第5号の2の空気銃を除く。）又は刀剣類の所持許可 6・7 省略 8 第4条の2第1項（第5条の4第3項、第6条第3項、第7条の3第3項及び第9

	7 省略
	8 省略
	9 省略
	10 省略
	11 省略
	12 省略
銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）	1 第5条の8第2項の規定による講習会（初心者講習に限る。）の日時等の公表 2 第5条の11第1項の規定による技能検定の日時及び場所その他技能検定に関する事項の通知 3 第5条の11第1項の規定による技能検定の受検申請の却下
銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）	1 第5条第2項の規定による推薦取消し通知の受理 2 第11条の16（第11条の28において準用する場合を含む。）の規定による教習射撃場指定申請書の記載事項変更届出書の受理
指定射撃場の指定に関する内閣府令	省略
省略	

(7)～(12) 省略

別表3（第4条関係）

警察署長の専決事項

法令	専決事項
省略	
銃砲刀剣類所持等取締法	1～4 省略 5 第4条第1項の規定による銃砲（同項第1号の猟銃又は空気銃、同項第4号のけん銃又は空気けん銃及び同項第5号の運動競技用信号銃又はけん銃を除外。）又は刀剣類の所持許可 6・7 省略 8 第4条の2第1項（第5条の4第3項、第6条第3項、第7条の3第3項及び第9

条の10第3項において準用する場合を含む。)の規定による許可申請書の受理

9 第4条の3第1項(第7条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定による認知機能検査の実施

10 第4条の3第2項(第7条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定による受診命令及び診断書の提出命令

11 第4条の4第1項の規定による銃砲又は刀剣類の確認

12 第4条の4第2項の規定による猟銃又は空気銃の番号又は記号の打刻命令

13 第5条の3第1項の規定による講習会_____(初心者講習を除く。)の開催

14 省略

15 第5条の3第3項(第9条の5第4項及び第9条の10第3項において準用する場合を含む。)の規定による講習修了証明書の記載事項の変更等の届出の受理及び書換え又は再交付(初心者講習の場合の再交付を除く。)

16 第5条の5第3項において準用する第5条の3第3項の規定による技能講習修了証明書の記載事項の変更等の届出の受理及び書換え

17 省略

18 省略

19 省略

20 第7条第2項の規定による許可証の記載事項の変更等の届出の受理及び書換え又は再交付

21 第7条の3第1項の規定による猟銃又は空気銃の所持許可の更新申請の受理

22 第7条の3第2項の規定による猟銃又は空気銃の所持許可の更新

23 第8条第2項(第9条の15第2項において準用する場合を含む。)の規定による銃砲又は刀剣類の所持に係る許可証の返納の受理

24 省略

25 第8条第4項(第9条の15第3項において準用する場合を含む。)及び第5項の規定による銃砲又は刀剣類の所持に係る許可証の返納の受理

26 省略

27 省略

28 第8条第9項(第8条の2第4項、第9条の8第5項、第9条の12第4項、第11条第11項、第11条の2第6項、第24条の2第8項及び第27条第3項において準用する場合を含む。)の規定による仮領置した銃砲又は刀剣類の売却又は廃棄処分

条の10第3項において準用する場合を含む。)の規定による許可申請書の受理

9 第4条の3第1項の規定による銃砲又は刀剣類の確認

10 第4条の3第2項の規定による猟銃又は空気銃の番号又は記号の打刻命令

11 第5条の3第1項の規定による講習会の開催(初心者講習を除く。)

12 省略

13 第5条の3第3項(第9条の5第4項及び第9条の10第3項において準用する場合を含む。)の規定による講習修了証明書の記載事項の変更等の届出の受理及び書換え又は再交付(初心者講習_____を除く。)

14 省略

15 省略

16 省略

17 第7条第2項の規定による許可証の_____書換え又は再交付

18 第7条の3_____の規定による猟銃又は空気銃の所持許可の更新申請の受理及び更新

19 第8条第2項_____の規定による銃砲又は刀剣類の所持に係る許可証の返納の受理

20 省略

21 第8条第4項_____及び第5項の規定による銃砲又は刀剣類の所持に係る許可証の返納の受理

22 省略

23 省略

24 第8条第9項(第8条の2第4項、第9条の8第5項、第9条の12第4項、第11条第10項、第11条の2第6項、第24条の2第8項及び第27条第3項において準用する場合を含む。)の規定による仮領置した銃砲又は刀剣類の売却又は廃棄処分

29 第8条第10項(第8条の2第4項、第9条の8第5項、第9条の12第4項、第11条第11項、第11条の2第6項、第24条の2第8項及び第27条第3項において準用する場合を含む。)の規定による仮領置した銃砲又は刀剣類の売却代金の交付

30 省略

31 省略

32 省略

33 省略

34 省略

35 省略

36 省略

37 省略

38 省略

39 省略

40 省略

41 省略

42 省略

43 第9条の13第1項の規定による年少射撃資格認定申請書の受理

44 第9条の13第3項において準用する第7条第2項の規定による年少射撃資格認定証の記載事項の変更等の届出の受理及び書換え

45 第9条の14第3項において準用する第5条の3第3項の規定による年少射撃資格講習修了証明書の記載事項の変更等の届出の受理及び書換え

46 第10条の6第1項の規定による銃砲及び実包等の保管状況についての報告の要求及び報告の受理

47 第10条の6第2項の規定による猟銃又は実包の保管場所への立入検査の実施

48 省略

49 省略

50 第11条第7項の規定による銃砲又は刀剣類の提出命令及び仮領置

51 第11条第8項の規定による銃砲又は刀剣類の提出命令及び仮領置

52 第11条第9項の規定による仮領置した銃砲又は刀剣類の返還申請の受理及び返還

53 第11条第10項の規定による仮領置した銃砲又は刀剣類の返還

54 省略

55 省略

56 省略

57 省略

58 省略

59 省略

60 省略

61 省略

62 省略

25 第8条第10項(第8条の2第4項、第9条の8第5項、第9条の12第4項、第11条第10項、第11条の2第6項、第24条の2第8項及び第27条第3項において準用する場合を含む。)の規定による仮領置した銃砲又は刀剣類の売却代金の交付

26 省略

27 省略

28 省略

29 省略

30 省略

31 省略

32 省略

33 省略

34 省略

35 省略

36 省略

37 省略

38 省略

39 第10条の6第1項の規定による銃砲____の保管状況についての報告の要求及び報告の受理

40 第10条の6第2項の規定による猟銃____の保管場所への立入検査の実施

41 省略

42 省略

43 第11条第6項の規定による銃砲又は刀剣類の提出命令及び仮領置

44 第11条第7項の規定による銃砲又は刀剣類の提出命令及び仮領置

45 第11条第8項の規定による仮領置した銃砲又は刀剣類の返還申請の受理及び返還

46 第11条第9項の規定による仮領置した銃砲又は刀剣類の返還

47 省略

48 省略

49 省略

50 省略

51 省略

52 省略

53 省略

54 省略

55 省略

	<p>63 省略</p> <p>64 省略</p> <p>65 省略</p> <p>66 省略</p> <p>67 省略</p> <p>68 省略</p> <p>69 省略</p> <p>70 省略</p> <p>71 省略</p> <p>72 第28条の2第3項の規定による猟銃安全指導委員に対する情報の提供</p> <p>73 省略</p> <p>74 省略</p>		<p>56 省略</p> <p>57 省略</p> <p>58 省略</p> <p>59 省略</p> <p>60 省略</p> <p>61 省略</p> <p>62 省略</p> <p>63 省略</p> <p>64 省略</p> <p>65 省略</p> <p>66 省略</p>
銃砲刀剣類所持等取締法施行令	<p>1 第17条第2項____の規定による講習会____(初心者講習を除く。)の<u>日時等の公表</u></p> <p>2 第24条第2項の規定による銃砲又は刀剣類の所持許可の期間の延長</p> <p>3 第35条第1項____の規定による関係公安委員会への確認の通知</p> <p>4 第35条第2項____の規定による関係公安委員会への許可証の書換えの通知</p> <p>5 第35条第3項____の規定による関係公安委員会への国際競技に参加する外国人の銃砲刀剣類の所持許可証の書換え等申請の受理の通知</p> <p>6 第35条第4項____の規定による関係公安委員会への国際競技に参加する外国人の銃砲刀剣類の所持許可証の返納の受理の通知</p> <p>7 第35条第5項____の規定による関係公安委員会への猟銃等販売事業者等から所持許可証の返納の受理の通知</p>	銃砲刀剣類所持等取締法施行令	<p>1 第5条の8第2項の規定による講習会<u>の日時等の公表</u>(初心者講習を除く。)____</p> <p>2 第6条第2項の規定による銃砲又は刀剣類の所持許可の期間の延長</p> <p>3 第7条の3第1項の規定による関係公安委員会への確認の通知</p> <p>4 第7条の3第2項の規定による関係公安委員会への許可証の書換えの通知</p> <p>5 第7条の3第3項の規定による関係公安委員会への国際競技に参加する外国人の銃砲刀剣類の所持許可証の書換え等申請の受理の通知</p> <p>6 第7条の3第4項の規定による関係公安委員会への国際競技に参加する外国人の銃砲刀剣類の所持許可証の返納の受理の通知</p> <p>7 第7条の3第5項の規定による関係公安委員会への猟銃等販売事業者等から所持許可証の返納の受理の通知</p>
銃砲刀剣類所持等取締法施行規則	<p>1 第4条第2項の規定による届出書の記載事項変更届の受理</p> <p>2 第4条第3項の規定による届出書の交付</p> <p>3 第4条第4項の規定による事業廃止届の受理</p> <p>4 第5条第2項____の規定による人命救助等に従事する者届出済証明書の交付</p> <p>5 第6条第2項の規定による使用人届出済証明書の交付</p> <p>6 第6条第3項(第5条第3項____において準用する場合を含む。)の規定による使用人の解雇等又は使用人届出書の記載事項の変更届の受理</p> <p>7 第6条第5項(第5条第3項____において準用する場合を含む。)の規定による使用人届出済証明書の紛失等の届出の受理</p> <p>8 第20条____の規定による猟銃等講習受講申込書の受理</p> <p>9 第22条(第25条、第29条、第56条、第70条及び第83条____において準用する場合を</p>	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則	<p>1 第2条第2項の規定による届出書の記載事項変更届の受理</p> <p>2 第2条第3項の規定による届出書の交付</p> <p>3 第2条第4項の規定による事業廃止届の受理</p> <p>4 第2条の2第2項の規定による人命救助等に従事する者届出済証明書の交付</p> <p>5 第3条第2項の規定による使用人届出済証明書の交付</p> <p>6 第3条第3項(第2条の2第3項____において準用する場合を含む。)の規定による使用人の解雇等又は使用人届出書の記載事項の変更届の受理</p> <p>7 第3条第5項(第2条の2第3項____において準用する場合を含む。)の規定による使用人届出済証明書の紛失等の届出の受理</p> <p>8 第6条の4の規定による猟銃等講習受講申込書の受理</p> <p>9 第6条の6(第6条の9、第11条の17の2及び第11条の30において準用する場合を</p>

<p>含む。)の規定による講習修了証明書再交付等申請書の受理</p> <p>10 第26条の規定による技能講習受講申込書の受理</p> <p>11 第30条の規定による許可期間延長申請書の受理</p> <p>12 第33条第1項(第79条において準用する場合を含む。)の規定による銃砲刀剣類所持許可証書換申請書の受理</p> <p>13 第34条の規定による銃砲刀剣類所持許可証再交付申請書の受理</p> <p>14 第58条第2項(第72条 _____ において準用する場合を含む。)の規定による教習用備付け銃に係る届出書の交付</p> <p>15 第80条の規定による年少射撃資格認定証再交付申請書の受理</p> <p>16 第81条の規定による年少射撃資格講習受講申込書の受理</p> <p>17 第91条第2項の規定による猟銃等保管業届出書の _____ 記載事項変更届の受理</p> <p>18 第91条第3項の規定による届出書の交付</p> <p>19 第91条第4項の規定による猟銃等保管業廃止届出書の受理</p> <p>20 第101条第2項 _____ の規定による準空気銃製造等届出書の記載事項変更届の受理</p> <p>21 第101条第3項 _____ の規定による届出書の交付</p> <p>22 第101条第4項 _____ の規定による事業廃止届の受理</p> <p>23 第103条第3項(第104条第2項 _____ において準用する場合を含む。)の規定による模造けん銃製造等届出書の記載事項変更届の受理</p> <p>24 第103条第4項(第104条第2項 _____ において準用する場合を含む。)の規定による届出書の交付</p> <p>25 第103条第5項(第104条第2項 _____ において準用する場合を含む。)の規定による事業廃止届の受理</p> <p>26 第117条の規定による台帳への登載及び整理</p>	<p>含む。)の規定による講習修了証明書再交付等申請書の受理</p> <p>10 第7条の規定による許可期間延長申請書の受理</p> <p>11 第9条の規定による許可証の亡失等又は記載事項の変更の届出の受理</p> <p>12 第10条第1項 _____ の規定による銃砲刀剣類所持許可証書換申請書の受理</p> <p>13 第11条の規定による銃砲刀剣類所持許可証再交付申請書の受理</p> <p>14 第11条の19第2項(第11条の32において準用する場合を含む。)の規定による教習用備付け銃に係る届出書の交付</p> <p>15 第14条第2項の規定による猟銃等保管業届出書に係る記載事項変更届の受理</p> <p>16 第14条第3項の規定による届出書の交付</p> <p>17 第14条第4項の規定による猟銃等保管業廃止届出書の受理</p> <p>18 第16条の4第2項の規定による準空気銃製造等届出書の記載事項変更届の受理</p> <p>19 第16条の4第3項の規定による届出書の交付</p> <p>20 第16条の4第4項の規定による事業廃止届の受理</p> <p>21 第17条の2第3項(第17条の3第2項において準用する場合を含む。)の規定による模造けん銃製造等届出書の記載事項変更届の受理</p> <p>22 第17条の2第4項(第17条の3第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出書の交付</p> <p>23 第17条の2第5項(第17条の3第2項において準用する場合を含む。)の規定による事業廃止届の受理</p> <p>24 第28条 _____ の規定による台帳への登載及び整理</p>
<p>省略</p>	<p>省略</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

雑 報

○裁決手続開始の決定の公告

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、平成21年11月25日次のとおり裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成21年12月4日

愛媛県収用委員会

会長 矢野 隆三

1 起業者の名称

愛媛県

2 事業の種類

一般国道 197 号改築工事（名坂道路・愛媛県八幡浜市大平地内）及びこれに伴う市道付替工事

3 収用及び使用の裁決手続の開始を決定した不動産の表示等

収用使用 の区分	不 動 産 (土 地) の 表 示 等							土 地 所 有 者 住 所 氏 名	所 有 権 以 外 の 権 利 の 表 示		関 係 人 住 所 氏 名
	所 在	地 番	地 目	面 積			収用及び使用しよう とする土地の実測 ^(㎡)		受付年月日 受付番号	種 類	
収 用	愛媛県八幡浜市大平	1 番耕地 366番 1	宅地	宅地	226.94	226.94	226.94	愛媛県八幡浜市大平 1 番耕地73 2番地（ただし、住民票の住所 愛媛県八幡浜市大平 1 番耕地 375番地 1） 窪田修三			
	愛媛県八幡浜市大平	1 番耕地 366番 3	山林	宅地 見込地	199	199.10	199.10	愛媛県八幡浜市大平 1 番耕地73 2番地（ただし、住民票の住所 愛媛県八幡浜市大平 1 番耕地 375番地 1） 窪田修三			
	愛媛県八幡浜市大平	1 番耕地 368番 1	宅地	宅地	137.54	137.54	137.54	別記のとおり			
	愛媛県八幡浜市大平	1 番耕地 391番	畑	宅地 見込地	226	226.49	204.52	別記のとおり			
	愛媛県八幡浜市大平	1 番耕地 392番 1	山林	宅地 見込地	151	151.79	56.29	別記のとおり			
	愛媛県八幡浜市大平	1 番耕地 393番	畑	宅地 見込地	1202	1202.63	1104.07	別記のとおり			
	愛媛県八幡浜市大平	1 番耕地 731番	畑	宅地 見込地	275	275.97	246.74	別記のとおり			
	愛媛県八幡浜市大平	1 番耕地 732番	宅地	宅地	583.52	583.53	299.35	愛媛県八幡浜市大平 1 番耕地73 2番地 窪田 蕙	使 用 貸借権	愛媛県八幡浜市 大平 1 番耕地73 2番地 窪田弘代	
使 用	愛媛県八幡浜市大平	1 番耕地 391番	畑	宅地 見込地	226	226.49	7.77	別記のとおり			
	愛媛県八幡浜市大平	1 番耕地 392番 1	山林	宅地 見込地	151	151.79	16.78	別記のとおり			
	愛媛県八幡浜市大平	1 番耕地 393番	畑	宅地 見込地	1202	1202.63	12.26	別記のとおり			
	愛媛県八幡浜市大平	1 番耕地 732番	宅地	宅地	583.52	583.53	42.58	愛媛県八幡浜市大平 1 番耕地73 2番地 窪田 蕙	使 用 貸借権	愛媛県八幡浜市 大平 1 番耕地73 2番地 窪田弘代	

（別記）

不明

ただし、登記名義人亡窪田倉雄相続人

愛媛県八幡浜市大平 1 番耕地 732 番地

窪田 蕙

愛媛県八幡浜市向灘 229 番地39

加藤 満余

京都府長岡京市開田 3 丁目 6 番10号

清塚 敬子

愛媛県八幡浜市大平 1 番耕地 732 番地

窪田 弘代

京都府京都市西京区桂乾町48番地の 1

横山 一二三

愛媛県八幡浜市大平 1 番耕地 732 番地

(ただし、住民票の住所 愛媛県八幡浜市大平1番耕地375番地1)

窪田 修三

神奈川県川崎市麻生区下麻生1丁目7番27-104号

砂田 倉子

東京都国立市中1丁目7番地の76

窪田 泰

のうち、全員又は一部の者(各人の持分不明)

○裁決手続開始の決定の公告

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、平成21年11月25日次のとおり裁決手続開始の決定をしたので公告する。
平成21年12月4日

愛媛県収用委員会

会長 矢野 隆三

1 起業者の名称

愛媛県

2 事業の種類

一般国道197号改築工事(名坂道路・愛媛県八幡浜市大平地内)及びこれに伴う市道付替工事

3 収用及び使用の裁決手続の開始を決定した不動産の表示等

収用使用 の区分	不 動 産 (土 地) の 表 示 等						土 地 所 有 者 住 所 氏 名	所 有 権 以 外 の 権 利 の 表 示		関 係 人 住 所 氏 名
	所 在	地 番	地 目		面 積			受 付 年 月 日	種 類	
			公 簿	現 況	公 簿 (㎡)	実 測 (㎡)	収用及び使用しよう とする土地の実測(㎡)	受 付 番 号		
収用	愛媛県八幡浜市大平	1番耕地 367番1	宅地	宅地	187.58	168.48	114.92	東京都大田区田園調布本町11番20号 高崎香代(持分2分の1) 東京都大田区田園調布本町11番20号 高崎源(持分2分の1)		
	愛媛県八幡浜市大平	1番耕地 365番	山林	宅地 見込地	85	269.66	137.14	別記のとおり		
	愛媛県八幡浜市大平	不明 ただし 1番耕地 367番1 又は 1番耕地 365番	宅地 又は 山林	宅地 見込地	187.58 又は 85	20.59	16.24	不明 ただし、 東京都大田区田園調布本町11番20号 高崎香代(持分2分の1) 東京都大田区田園調布本町11番20号 高崎源(持分2分の1) 又は 別記のとおり		
使用	愛媛県八幡浜市大平	1番耕地 367番1	宅地	宅地	187.58	168.48	3.45	東京都大田区田園調布本町11番20号 高崎香代(持分2分の1) 東京都大田区田園調布本町11番20号 高崎源(持分2分の1)		
	愛媛県八幡浜市大平	1番耕地 365番	山林	宅地 見込地	85	269.66	18.46	別記のとおり		
	愛媛県八幡浜市大平	不明 ただし 1番耕地 367番1 又は 1番耕地 365番	宅地 又は 山林	宅地 見込地	187.58 又は 85	20.59	0.34	不明 ただし、 東京都大田区田園調布本町11番20号 高崎香代(持分2分の1) 東京都大田区田園調布本町11番20号 高崎源(持分2分の1) 又は 別記のとおり		

(別記)

不明

ただし、登記名義人窪田倉雄相続人

愛媛県八幡浜市大平1番耕地732番地

窪田 蕙

愛媛県八幡浜市向灘229番地39

加藤 満余

京都府長岡京市開田3丁目6番10号

清塚 敬子

愛媛県八幡浜市大平1番耕地732番地

窪田 弘代

京都府京都市西京区桂乾町48番地の1

横山 一二三

愛媛県八幡浜市大平1番耕地732番地

(ただし、住民票の住所 愛媛県八幡浜市大平1番耕地375番地1)

窪田 修三

神奈川県川崎市麻生区下麻生1丁目7番27-104号

砂田 倉子

東京都国立市中1丁目7番地の76

窪田 泰

のうち、全員又は一部の者(各人の持分不明)

○裁決手続開始の決定の公告

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、平成21年11月25日次のとおり裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成21年12月4日

愛媛県収用委員会

会長 矢野 隆三

1 起業者の名称

愛媛県

2 事業の種類

一般国道197号改築工事(名坂道路・愛媛県八幡浜市大平地内)及びこれに伴う市道付替工事

3 収用及び使用の裁決手続の開始を決定した不動産の表示等

収用使用 の区分	不 動 産 (土 地) の 表 示 等							土 地 所 有 者 住 所 氏 名	所 有 権 以 外 の 権 利 の 表 示		関 係 人 住 所 氏 名
	所 在	地 番	地 目		面 積				受 付 年 月 日 受 付 番 号	種 類	
			公 簿	現 況	公 簿 (㎡)	実 測 (㎡)	収用及び使用しよう とする土地の実測(㎡)				
収用	愛媛県八幡浜市大平	1番耕地 362番	墓地	墓地	177	177.72	16.31	愛媛県八幡浜市大平1番耕地631番地 安部淳雄			
	愛媛県八幡浜市大平	1番耕地 375番1	宅地	宅地	206.36	206.35	206.35	愛媛県八幡浜市大平1番耕地631番地 安部淳雄		借地権	愛媛県八幡浜市大平1番耕地732番地 (ただし、住民票の住所 愛媛県八幡浜市大平1番耕地375番地1) 窪田修三
使用	愛媛県八幡浜市大平	1番耕地 362番	墓地	墓地	177	177.72	7.51	愛媛県八幡浜市大平1番耕地631番地 安部淳雄		使用貸借権	兵庫県加古郡稲美町北山208番地 株式会社関西広告社 代表取締役 遠藤隆司